

## 受益証券発行信託の受益証券に関する手数料及びその料率

株式会社証券保管振替機構

1. 受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則（以下「規則」という。）第86条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、信託受益証券参加者は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区 分	徴 収 対 象 者	徴 収 料 率
預託手数料	預託を行った信託受益証券参加者	信託受益証券1枚につき 0円
交付手数料	交付を受けた信託受益証券参加者	信託受益証券1枚につき 500円
振替手数料		
(1) 振替件数基準	①受益証券発行信託の受益証券に係る保管及び振替決済に関する規則施行細則（以下「細則」という。）第31条第1項各号に規定する振替請求（同一信託受益証券参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。）に基づく振替においては渡方及び受方となった信託受益証券参加者、細則第42条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方DVP参加者、細則第46条第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は細則第47条第1項若しくは第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。）に基づく振替においては受方DVP参加者	1件につき 180円

区 分	徴 収 対 象 者	徴 収 料 率	
	②細則第31条第1項各号に規定する振替請求 (同一信託受益証券参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。)、細則第45条第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は細則第47条第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当されている場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の信託受益証券参加者の信託受益証券参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方及び受方となった信託受益証券参加者	1件につき 45円	
	③日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング	1件につき 90円	
(2) 振替数量基準	①細則第31条第1項各号に規定する振替請求 (同一信託受益証券参加者の区分口座間の振替に係るものを除く。)に基づく振替においては渡方及び受方となった信託受益証券参加者、細則第42条第1項に規定する振替請求に基づく振替においては渡方DVP参加者、細則第46条第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は細則第47条第1項若しくは第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の受入予定証券	(1) 1日の振替口数が5万口以下の部分 (2) 1日の振替口数が5万口超15万口以下の部分 (3) 1日の振替口数が15万口超30万口以下の部分 (4) 1日の振替口数が30万口超50万口以下の部分 (5) 1日の振替口数が50万口超70万口以下の部分 (6) 1日の振替口数が70万口超100万口以下の部分 (7) 1日の振替口数が100万口超200万口以下の部分 (8) 1日の振替口数が200万口を超える部分	1口につき 1.75円 (1)の料率の 75% (1)の料率の 65% (1)の料率の 55% (1)の料率の 45% (1)の料率の 35% (1)の料率の 25% (1)の料率の 15%

区 分	徴 収 対 象 者	徴 収 料 率	
	<p>残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては受方DVP参加者</p> <p>②細則第31条第1項各号に規定する振替請求(同一信託受益証券参加者の区分口座間の振替に係るものに限る。)、細則第45条第1項若しくは第2項に規定する振替請求又は細則第47条第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の信託受益証券参加者の信託受益証券参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方及び受方となった信託受益証券参加者</p>	<p>(1) 1日の振替口数が5万口以下の部分</p> <p>(2) 1日の振替口数が5万口超15万口以下の部分</p> <p>(3) 1日の振替口数が15万口超30万口以下の部分</p> <p>(4) 1日の振替口数が30万口超50万口以下の部分</p> <p>(5) 1日の振替口数が50万口超70万口以下の部分</p> <p>(6) 1日の振替口数が70万口超100万口以下の部分</p> <p>(7) 1日の振替口数が100万口超200万口以下の部分</p> <p>(8) 1日の振替口数が200万口を超える部分</p> <p>ただし、細則第45条第2項に規定する振替請求又は細則第47条第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・交付・指定請求が、他の信託受益証券参加者の信託受益証券参加者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替において渡方となった信託受益証券参加者及び細則第45条第1項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった信託受益証券参加者のこれらの振替に係る振替手数料については、1日の振替口数を、それぞれの振替の相手先信託受益証券参加者における1日の振替口数に加算した数量に(1)から(8)までの料率を適用して得られた金額から、相手先信託受益証券参加者の1日の振替口</p>	<p>1口につき 1.75円</p> <p>(1)の料率の 75%</p> <p>(1)の料率の 65%</p> <p>(1)の料率の 55%</p> <p>(1)の料率の 45%</p> <p>(1)の料率の 35%</p> <p>(1)の料率の 25%</p> <p>(1)の料率の 15%</p>

区 分	徴 収 対 象 者	徴 収 料 率	
		数について計算した振替手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。	
	③日本証券クリアリングの決済に係る振替については、日本証券クリアリング	振替に係る口数	1口につき 0.875円
保管手数料	口座残高を有する信託受益証券参加者	<p>(1) 日々の保管残高の口数が5万口以下の部分</p> <p>(2) 日々の保管残高の口数が5万口超15万口以下の部分</p> <p>(3) 日々の保管残高の口数が15万口超30万口以下の部分</p> <p>(4) 日々の保管残高の口数が30万口超50万口以下の部分</p> <p>(5) 日々の保管残高の口数が50万口超70万口以下の部分</p> <p>(6) 日々の保管残高の口数が70万口超100万口以下の部分</p> <p>(7) 日々の保管残高の口数が100万口超200万口以下の部分</p> <p>(8) 日々の保管残高の口数が200万口超300万口以下の部分</p> <p>(9) 日々の保管残高の口数が300万口を超える部分</p> <p>ただし、DVP口座に係る保管手数料については、受入予定証券残高の数量を受方DVP参加者の保管残高に、担保指定証券残高の数量を当該担保指定証券を預託したDVP参加者の保管残高にそれぞれ加算して得た口数に、(1)から(9)までに定める料率を適用して得られた金額から、各DVP参加者の信託受益証券参加者口座の保管残高について計算した保管手数料相当額を控除して得た金額の合計額とする。</p>	<p>1口につき1日あたり0.03円</p> <p>(1)の料率の 70%</p> <p>(1)の料率の 60%</p> <p>(1)の料率の 50%</p> <p>(1)の料率の 40%</p> <p>(1)の料率の 30%</p> <p>(1)の料率の 20%</p> <p>(1)の料率の 10%</p> <p>(1)の料率の 5%</p>

- (注) 1. 金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外の受益権に係る保管手数料の料率については、上記の料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。
2. 保管手数料については、日々の最終保管残高に基づいて算出する。
3. 振替数量基準における日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、細則第38条第1項に規定する渡方現物清算参加者の信託受益証券参加者口座から日本証券クリアリングの信託受益証券参加者口座（決済口）への振替及び日本証券クリアリングの信託受益証券参加者口座（決済口）から同項に規定する受方現物清算参加者の信託受益証券参加者口座への振替について、渡方現物清算参加者にあつては渡方現物清算参加者の信託受益証券参加者口座から日本証券クリアリングの信託受益証券参加者口座（決済口）への振替における渡方及び受方に係る振替口数を、また、受方現物清算参加者にあつては日本証券クリアリングの信託受益証券参加者口座（決済口）から同項に規定する受方現物清算参加者の信託受益証券参加者口座への振替における渡方及び受方に係る振替口数を、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった信託受益証券参加者毎に、集計した上で、徴収料率を適用し算出して得た額の合計額とする。
4. 振替手数料の額は、次の各号に掲げる期間においては、徴収対象者の①及び②に係る振替件数基準による振替手数料の合計額と振替数量基準による振替手数料の合計額を比較（徴収対象者の②に係る振替に関し、細則第45条第2項に規定する振替請求又は細則第47条第2項に規定する振替請求（当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替・指定請求が、他の信託受益証券参加者の信託受益証券参加者口座への振替請求ない場合に限る。）に基づく振替において渡方及び細則第45条第1項に規定する振替請求に基づく振替において受方となった信託受益証券参加者に係る振替手数料については、それぞれの振替の相手先となった信託受益証券参加者（以下「各相手先信託受益証券参加者」という。）に対して振替件数基準及び振替数量基準を適用して得られた金額を各相手先信託受益証券参加者毎に比較）し、また、徴収対象者の③に係る振替手数料については、振替件数基準による振替手数料の額と振替数量基準による振替手数料の額を渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった信託受益証券参加者毎に比較し、それぞれに関し、振替件数基準により算出した額（以下「第1基準額」という。）が振替数量基準により算出した額（以下「第2基準額」という。）を上回る場合にはその増加差額に一定の割合（次の各号に掲げる期間に相当する割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に第2基準額を加えた額（ただし、徴収対象者の③に係る振替手数料については、渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった信託受益証券参加者毎に算出して得た額の合計額とする。以下、第1基準額が第2基準額を下回る場合において同じ。）とし、また、第1基準額が第2基準額を下回る場合にはその減少差額一定割合を乗じて得た額を第2基準額から差し引いた額とする。
- (1) 平成20年2月1日から平成20年3月31日まで 100分の60
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の80

2. 規則第86条第2項に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料の料率は、次のとおりとする。この場合において、信託受益証券参加者は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。

区分	徴収対象者	徴収料率
解約に係る残高抹消手数料	受託者	1件につき 200円
信託受益証券参加者口座簿の写しの交付に係る手数料	信託受益証券参加者口座簿の写しの交付を受けた信託受益証券参加者	1通につき 500円 ただし、1通の枚数が10枚を超えるものについては、500円 にその超える枚数1枚につき10円を加算した額
新設区分口座に係る区分口座間振替手数料	新たに機構が開設した区分口座を振替先とする同一信託受益証券参加者の区分口座間の振替における当該信託受益証券参加者（区分口座の開設の申出の際併せて当該手数料の適用の申出を行った信託受益証券参加者に限る。）	区分口座開設の申請の際に指定した一の振替日における1日の振替件数1件につき 45円
取扱廃止後信託受益証券の保管手数料	口座残高を有する信託受益証券参加者	1. の規定により適用される保管手数料の徴収料率と同一とする。

(注) 信託受益証券参加者口座簿の写しの交付に係る手数料については、信託受益証券に係る事項のみ記載された証明書の交付を対象とする。

#### 附 則

この手数料及びその料率は、平成20年2月1日から施行する。

以 上